Ⅲ　震災対策編

第１部 総　　則

第１節　計画の目的等

風水害対策編「第１章　総則　第１節　計画の目的等」に準じる。

計画の概要

鹿児島市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等に係る「風水害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」、震災に係る「震災対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」から構成されるが、本計画は、このうち、「震災対策編」である。

なお、本計画の構成は次のとおりとする。

第１部　総則
第２部　震災予防
第３部　震災応急対策
第４部　震災復旧・復興

第２節　防災関係機関の業務の大綱

風水害対策編「第１章　総則　第２節　防災関係機関の業務の大綱」に準じる。

第３節　市民及び事業所の基本的責務

風水害対策編「第１章　総則　第３節　市民及び事業所の基本的責務」に準じる。

第４節　市の地域特性及び地震災害特性

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会条件並びに地震災害履歴及び災害特性を示す。

１　市の位置～２　市の地形・地質

風水害対策編「第１章　総則　第４節　市の地域特性及び災害特性　１～２」に準じる。

３　市の地震災害履歴及び災害特性

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、中でも本市域は活断層及びプレート境界域起源の地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、大正3年の桜島の大爆発時に、マグニチュード７．１　、震度６弱程度の地震が記録されていること、県北部のえびの地震・北西部地震、及び最大震度５強を観測した鹿児島湾の地震等もあることから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生するこ

とも十分考えられるため、平常から地震災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第５節　災害の想定

本計画の策定にあたっては、県が平成24～25年度に実施した地震等災害被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえるものとする。

具体的には、鹿児島県において発生することが予想される地震災害時の地震動、液状化、斜面崩壊、津波、建物倒壊、地震火災、ライフライン・交通施設被害、人的被害並びに生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

なお、県地震等災害被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に到る地震の発生履歴や鹿児島県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行われている。しかしながら、本想定は一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的に捉えないよう留意する必要がある。

※想定地震等の概要【資料編資料第92・Ⅲ-1】
※想定地震動・津波【資料編資料第93・Ⅲ-3】
※想定被害の概要【資料編資料第94・Ⅲ-12】

第２部　震災予防

第１章　　地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受け易く、地震時においても斜面災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

１　土砂災害防止事業の推進～２　砂防施設等の災害防止

風水害対策編「第２章　災害予防　第１節　土砂災害防止対策の推進　１～２」に準じる。

３　災害危険箇所等の調査結果の周知

⑴　災害危険箇所の点検体制の確立

市は、国・県その他の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織等と十分連携をとって行うよう努める。

⑵　危険箇所の通報

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市長（危機管理課又は河川港湾課等）に通報する。

⑶　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

①　災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知するよう努める。

②　県地震被害予測調査による地震等による斜面崩壊等の予測結果を利用するとともに、市独自に土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査するよう努め、結果を積極的に住民へ周知する。

⑷　災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

① 災害危険箇所、避難所及び避難方法等を地域防災計画に明示・位置付ける。

② 避難所は、危険箇所及びその周辺を避けるとともに、避難所までの距離、避難所の建物の構造等を十分検討し、安全性及び利便性を配慮し選定する。

③ 避難途中で災害に遭うことがないよう、災害危険箇所を避けるなど安全性を十分確認した避難路を選定しておくよう、あらかじめ住民に対し指導を行う。

④ 災害危険箇所の他、避難所、防災施設等を明記した防災ガイドマップを作成・配付する。

⑤ 市民のひろばや各種ハザードマップ、市ホームページ等により、また自主防災組織や町内会等の総会、役員会など、あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

4 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

⑴ 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所等の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、関係対策部は、気象予警報等が出された場合、風水害等警戒区域内の住民に対して速やかな避難誘導等を行うものとする。

⑵ 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれのある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難体制をとるものとする。

⑶ 避難計画の整備

第３部第７節「避難計画」を参照

⑷ 避難訓練

地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜地震時の斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

5 液状化災害の防止対策

⑴ 法令に基づく確認

建築基準法に基づく確認審査を通して、建築物の構造や地盤の状況を確認し、液状化災害の防止対策を推進する。

⑵ 地盤改良及び構造的対策の推進

① 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

② 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化のおそれの高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

⑶ 液状化対策手法の周知

液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等について、広報に努める。

６　農地・農業用施設等の災害防止対策

地震に伴う土砂崩壊防止・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

⑴　避難地を考慮した農村公園の整備

⑵　避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備

⑶　消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備

⑷　地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設、設備の整備

７　宅地被害の防止対策

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第２節　防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

１　防災的土地利用の推進

風水害対策編「第２章　災害予防　第３節　防災構造化の推進　１」に準じる。

２　建築物の不燃化、耐震化の推進

⑴　防火、準防火地域の拡大～⑶　延焼遮断帯等の整備については、風水害対策編「第２章　災害予防　第４節　火災予防」に準じる。

⑷　公営住宅の不燃化推進

準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

⑸　消防水利・耐震性防火水槽等の整備

大規模な地震発生時は、消火栓が断減水して使用不能となることを考慮し、耐震性を有する防火水槽の整備を進めていく。

⑹　その他の地震火災対策等

大規模な地震発生時は、第３章第２９節「消防計画」の地震災害に伴う警備計画に基づき、消火、救助、救急活動を基本として初動体制をとるが、二次的に同時多発する火災に対処するため、平素から防火水槽、プール及び河川、海岸等の利用可能な水利の把握に努め、消防活動の円滑な実施を図る。

３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

風水害対策編「第２章　災害予防　第３節　防災構造化の推進　２」に準じる。

４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

⑴　擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。また、開発事業においては、都市計画法及び宅地造成等規制法に設置基準が定められているので、その指導に努める。

⑵　ブロック塀等の安全化

ブロック塀等を設置する場合は、安全性について建築基準法に基づく指導を行うとともに、管理不全な既存のブロック塀等については、鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例に基づく指導に努める。

⑶　外壁タイル等落下物の安全化

建築基準法に基づく定期報告制度による、外壁タイル等を含めた既存建築物の適切な維持管理についての指導を継続するとともに、落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

⑷　屋外広告物に対する規制

掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定められ、また建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物については、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特に設置者に対する点検・指導に努める。

⑸　自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されていることから、道路管理者においては道路上の違法設置の撤去を指導するとともに、設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止を徹底することによる安全化を図るものとする。

第３節　建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等を踏まえ策定した「鹿児島市耐震改修促進計画（平成20年4月策定、平成30年8月改定）」に基づき、耐震診断・改修の促進に努める。

１　防災拠点となる公共施設等の耐震改修、安全化

⑴　公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

市庁舎、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用されることが予想される。

このため、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施するよう努め、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進を図るものとする。

⑵　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、液状化の危険性が高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

２　一般建築物の耐震改修・安全化

⑴　防災指導等による不燃、耐震化の促進

①　建築確認審査による指導・誘導

建築基準法に基づく確認審査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。

②　建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内等の危険の著しい区域では、住家等の建築を制限し、災害を未然に防止する。

③　敷地の衛生・安全に対する指導

がけ崩れやその他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

④　保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

⑤　違反建築物の取締り

不法建築、無届建築等を取締り、適正な指導を行う。

⑥　都市建築物の環境又は形態整備

ア　道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導助長し、宅地の計画的な環境整備を図る。

イ　建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

⑦　個々の建築物の質の向上

ア　建築物の防災対策を推進するため特殊建築物については、定期的にその敷地、構造及び設備の状況について報告を求め、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

イ　既存建築物の耐震性の向上のため、耐震診断・改修の必要性の普及・啓発を図る。

⑵　既存建築物に対する耐震改修指導

建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月25日に改正され、不特定多数

の者が利用する病院、店舗、旅館等について、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられ、それ以外の建築物については、耐震診断等が努力義務となったことから、耐震診断・耐震改修の指導・啓発により、耐震化を促進する。また、耐震化率の低い木造戸建て住宅については、耐震診断・改修補助制度の活用についての啓発を合わせて行う。なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

⑶　融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

①　住宅金融支援機構のまちづくり融資を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

②　住宅金融支援機構の融資制度を活用して、住宅の耐震化を促進する。

３　市民等への意識啓発

⑴　耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・改修の相談に応じるとともに、建築物防災週間において耐震診断の必要性を啓発する。

⑵　専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

⑶　一般に対する指導啓発内容

①　建築主に対する「建築物の耐震改修の促進に関する法律」についての普及・啓発

②　がけ地近接等危険住宅の移転についての普及・啓発

③　コンクリートブロック造りの塀等の安全性確保についての指導・啓発

４　特殊建築物等の安全化

⑴　特殊建築物の定期報告

劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

⑵　特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において、関係部局が連携を取って防火点検を実施する。

第４節　公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、

安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

1　上水道施設の災害防止

⑴　管路の耐震性向上

①　老朽管の布設替え

耐震性が考慮されていない老朽管については、優先度を考慮しながら計画的に布設替えを行う。また、老朽給水管についても取替えを行う。

②　耐震管の使用（新設管）

地盤の状況及び路線の重要度に応じて、耐震性を考慮した管種を選定する。

③　配水管網のブロック化

地震で被災した配水管網の復旧を迅速に行うため、配水管網のブロック化を推進する。

⑵　施設（管路以外）の耐震性向上

①　既存施設の補強

既存施設については、必要に応じて補強を行う。

②　耐震基準の採用（新設）

新規施設については、阪神・淡路大震災後に改訂された「水道施設耐震工法指針（平成9年3月改訂　日本水道協会）」に基づいて耐震性を考慮した設計を行う。

⑶　応急措置用施設の整備

地震発生時の応急措置のための施設整備を行う。

①　水道施設の稼働状況を監視し、必要に応じて制御するための集中監視制御システムの拡充

⑷　復旧用資機材、応急給水施設等の整備

①　応急復旧資材の確保

ア　応急復旧用管材料等の備蓄

②　給水拠点の整備（水道施設）

既存水道施設を給水拠点として利用するため、必要な施設整備を行う。

ア　配水池の緊急遮断装置

イ　水源地、ポンプ所等における給水栓の設置及び給水器具の備蓄

ウ　配水幹線等から仮設給水を行うための給水栓の設置及び仮設給水スタンド等の備蓄

2　下水道施設の災害防止

⑴　地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道施設については、これまでも災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行ってきているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を

推進する。

① 新設管路等の耐震化

② 耐震性の劣る施設、管路施設等の点検・補修

③ 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修

④ 広域的なバックアップ体制

⑤ 処理場等の耐震化・停電対策

⑵ 集中監視システムの活用

処理場の集中監視システムを整備して、それを活用し、公共下水道施設の被害状況を把握できるよう検討していく。

3 電力施設の災害防止

⑴ 電力設備の地震災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施する。

⑵ 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

⑶ 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に常日頃からテレビ、ラジオ等の報道機関ほかパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

4 ガス施設の災害防止

⑴ ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の耐震化を図る。

① ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

② 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。

⑵　ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

①　応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

②　設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

③　緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

④　支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

⑶　需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

５　通信施設の災害防止

⑴　電気通信設備等の耐震性の確保（防災設計による）

ＮＴＴ西日本鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

①　電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（交換局等）については既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

②　通信用機器の耐震化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は震動による倒壊、損傷を防止するための必要な耐震措置を行う。

③　非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発動発電機を常備する。

⑵　通信設備の確保

①　架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等のおそれがある区間は地下埋設化を推進する。

②　橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

③　局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

④　通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじ

め定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア　回線の切替え措置方法

イ　可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ　重要局所被災時の措置方法

エ　災害対策用電話回線の作成

オ　一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

⑶　災害対策用機器・資機材の整備

①　各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局等を配備する。

②　大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局装置等を主要地域に配備する。

③　移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中断所等を対象に配備する。

④　防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

６　道路・橋梁の災害防止

⑴　道路施設の整備

①　所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な道路について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

②　所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架橋、補強等の耐震対策工事を実施する。

③　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて道路防災総点検等に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

⑵　緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

⑶　道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制に努める。

7　鉄道施設の災害防止

⑴　鉄道施設、設備の耐震性確保

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造として整備されている。九州旅客鉄道株式会社は、地震災害に際し、鉄道施設の被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、以下の方法により鉄道施設の耐震化を推進する。

①　鉄道施設の建造物の設計標準

鉄道施設の建造物の設計は、「鉄道建築物設計標準仕様書」により行う。

⑵　防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し、完全な常態の確保に努める。また、救援用品の使用を終わったとき、これを点検してき損器具の修理、消耗品の手配をしておく。

⑶　応急・復旧体制等の整備

①　応急・復旧体制の整備

運転事故、災害等により列車の運転に直接支障を生じる事態若しくは救援を要する事態（以下「事故」という）が発生した場合の復旧、又は発生する恐れがある場合の応急処理については、「運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」による。

②　避難誘導体制の整備

事故発生時に備え、駅長等は、コンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

乗務員は、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

⑷　防災訓練の実施

事故発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

8　港湾・漁港施設の災害防止

⑴　拠点港湾機能の確保

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設が、震災時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

⑵　港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重

要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に鹿児島港において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備を進め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

⑶　港湾・漁港施設の整備

市の海上交通ルートの拠点となる鹿児島港及び桜島の各港湾管理者は、岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

９　河川施設の災害防止

風水害対策編「第２章　災害予防　第２節　河川災害・高潮等の防止対策の推進　１」に準じる。

第５節　危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

１　危険物施設の災害防止

危険物施設の保安監督・指導

消防局は、消防法の規制を受ける危険物施設に立入検査を実施し、当該施設等の所有者、管理者に対し、予防規程の遵守、危険物の貯蔵・取扱基準の遵守及び危険物取扱者等危険物の取扱作業に従事する者に対する保安教育等を計画的に実施するとともに、災害時における被害が最小限となるように、必要な指導・勧告を行う。

２　高圧ガス施設の災害防止

高圧ガス施設の指導

消防局は、必要がある場合に市内の高圧ガス施設等に消防法の規定による立入検査を実施し、火災予防上並びに災害防止上必要があると認められる場合には、当該高圧ガス施設の所有者・管理者に対し、災害時に被害が最小限となるように、必要な指導を行う。

３　石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の災害防止

消防局は、石油コンビナート等特別防災区域にある各油槽所等に立入検査を実施し、当該油槽所等の所有者・管理者等に対して、石油コンビナート等災害防止法及び消防法の規定による防災規程や予防規程の遵守、危険物の貯蔵・取扱基準の遵守及び防災資機材の定期点検の実施、並びに危険物取扱者等に対する保安教育や消防訓練を実施するように指導するとともに、災害時の被害が最小限となるように必要な指導・勧告を行う。

第６節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本市では、地震防災対策特別措置法に基づき策定した地震防災緊急事業五箇年計画（第6次〔令和3年～7年度〕）により、地震防災対策上特に緊急を要する以下の施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

⑴　避難地
⑵　避難路
⑶　消防用施設
⑷　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
⑸　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
⑹　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
⑺　公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑻　社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑼　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑽　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑾　第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑿　海岸保全施設又は河川管理施設
⒀　砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
⒁　地域防災拠点施設
⒂　防災行政無線設備その他の施設又は設備
⒃　井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
⒄　非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
⒅　救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
⒆　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第７節　地震防災研究の推進

県、市及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

１　活断層に関する調査研究

県内の活断層のうち、県は鹿児島湾西縁断層と出水断層系を対象として、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査研究を進めるものとしており、市はその調査研究結果を基に必要な対応を図るものとする。

２　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保する

ため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

第２章　　迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

第１節　防災組織の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第７節　防災組織の整備」に準じる。

１　応急活動実施体制の整備

職員の動員・配備体制の強化・庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

第２節　通信・広報体制（機器等）の整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

風水害対策編「第２章　災害予防　第５節　災害通信施設の整備」に準じる。

第３節　地震・津波観測体制の整備

地震・津波による災害を未然に防止し、又は軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

１　鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき地震・津波災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

⑴　観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震観測施設や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県、市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

⑵　大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報の伝達体制等の整備

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

⑶　地震・津波関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

２　市の地震・津波観測体制の整備

現有の気象情報システムを十分活用するとともに、県及び気象台から発表される情報等を収集するものとする。

３　震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第４節　消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防局のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

１　消防活動体制

消防活動体制については、第３章第２９節「消防計画」の地震災害に伴う警備計画による。

２　地域住民の出火防止・初期消火体制

⑴　一般家庭に対する出火防止の指導

一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通じて、地震時における出火防止の指導に努めるものとする。

⑵　地域住民の初期消火体制

地域単位で、自主防災組織等の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について、知識、技術の普及に努めるものとする。

３　事業所の出火防止・初期消火体制

⑴　事業所に対する出火防止の指導

予防査察等を通して、消防用設備等の維持点検と、取扱方法について指導するものとする。

⑵　事業所の初期消火体制の整備

初期消火体制を含む災害発生時の初動対応要領を定めるとともに、自衛消防隊等の育成指導に努めるものとする。

４　消防用水利の整備

消防対象物の情勢変化に伴い、消防水利の整備箇所を調査し、順次整備を行う。また、大地震に備え、耐震性を有する防火水槽も順次整備を行う。

５　消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

消防用資機材等の技術開発による新機材の導入によって、消防活動の省力化、機械化に努める。

６　通信手段・運用体制の整備

震災に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所監視カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

第５節　避難体制の整備

地震時には津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における避難指示権者（市長等）が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

１　避難所の指定・確保、安全性の点検

⑴　第一次避難場所の指定

県地震等災害被害予測調査を踏まえて、液状化、斜面崩壊、津波等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地震災害時に住民等が一時的に避難するための第一次避難場所を定め、地震時の退避場所である旨を明確に表示しておく。

⑵　避難所の確保と整備

①　避難所の確保

避難所は、原則として学校、公民館、福祉館等の既存建物を利用するが、これらの建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、また天幕の設営により実施するものとする。

②　避難所の収容能力等の把握

県地域防災計画等を踏まえて避難所を定め、その所在、名称、標高、概況、収容可能人員等の把握に努める。

なお、避難所の指定にあたっては、大規模災害時における避難所の機能低下や喪失に対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐災性（不燃性、耐水性、堅牢性等）に優れた施設を指定し、併せて避難所である旨を明確に表示し、住民に対する周知に努めるものとする。

③　避難所の整備

避難所に指定した建物には災害連絡用電話を設置して連絡体制を確保するとともに、良好な生活環境を確保するために、日頃から整備に努めるものとする。また、男女別のトイレや更衣場所、物干し場及び授乳スペース等、男女双方の視点に配慮する。

④　避難所に供給する物資等の備蓄及び供給配備体制の整備

避難所の被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、必要最小限の物資を

備蓄するほか、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、被服、生活必需品等の円滑な供給配備体制の整備に努める。その際には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮する。

また、災害時における被服、生活必需品等の物資の確保を図るため関係業界等との物資調達に関する協力関係の確立に努めるものとする。

※鹿児島市防災資機材等備蓄計画【資料編・Ⅶ-1-1】

⑶　避難所の安全点検

第一次避難場所の指定や避難所の確保については、土砂災害や液状化等の危険性を考慮して行い、また耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

⑷　避難路の選定

本市は市街地周辺に多くの急傾斜地を抱え、道路沿いにも斜面が多いことから、落石や崩壊土砂など斜面崩壊による住家被害や道路被害を受けやすい。したがって、避難路については、本市の地形的特徴による土砂災害（がけ崩れ、斜面崩壊）や液状化、あるいはブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておくよう、日頃から住民に対し指導を行うものとする。また、避難路沿いに標高等を示した標識の整備に努める。

２　地域における避難体制の整備

⑴　避難の指示・誘導体制

①　避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）

ア　地震の発生の予知は困難なことから、避難指示等は、原則として2段階に分けて実施する。

なお、避難指示等の基準については、第３部第７節「避難計画」による。

イ　市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行うものとする。

②　避難指示等の実施要領

ア　市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施するものとする。（第３部第７節「避難計画」参照）

イ　市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、市長に通知するほか、各法律に基づき関係機関に報告又は通知しなければならない。

ウ　市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事に報告しなければならない。

③　避難者の誘導体制

避難者の誘導は、安全にかつ迅速に行うものとする。なお、方法等については、第３部第７節「避難計画」による。

⑵　避難指示等の伝達方法の周知

①　避難指示等の伝達体制

避難指示等の伝達については、迅速に、しかも関係者に徹底するように行うものとする。なお、方法等については、第３部第７節「避難計画」による。

②　伝達方法等の周知

避難指示等の伝達方法等については、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて住民へ周知するよう努めるものとする。

⑶　要配慮者の避難体制

①　要配慮者の避難対策

一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、病人、身体障害者、外国人等のいわゆる要配慮者の避難については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

特に、避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織や町内会等地域住民の協力を得るなどして、事前に避難誘導方法の確立を図るものとする。

また、外国人等に対しては、住民登録の際などに防災についてのパンフレット等を配付するとともに、避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

②　要配慮者の特性にあわせた避難所等の指定・整備

避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても配慮に努めるものとする。

3　各種施設における避難体制の整備

⑴　病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

①　病院、社会福祉施設等の避難体制の現状

病院、社会福祉施設等については、予防査察の際に、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の点検・整備、避難訓練の実施等について確認・指導を行っている。

②　病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

病院等の患者や社会福祉施設の入所者等には、寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等のいわゆる要配慮者が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入院・入所患者の避難対策等について定めておく。

③　病院、社会福祉施設等の管理者の責務

ア　避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

イ　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等の緊急連絡体制の整

備・強化に努めるものとする。

ウ　防災教育・避難訓練の充実

施設管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

⑵　駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

①　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

②　組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

③　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

④　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

⑶　市立学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

①　集団避難計画の作成

教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

児童生徒の避難計画は、心身の発達段階を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

②　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や学校長による避難指示等の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

③　避難誘導体制の強化

避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

危険な校舎、高層建築等の校舎においては、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるよう整備しておく。

児童生徒を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

児童生徒が家庭にいる場合における臨時休業の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及びその保護者に周知徹底しておく。

学校長は、日頃から災害種別に応じた避難訓練を実施するものとする。

④　避難場所の指定・確保

教育長は、地域防災計画その他を考慮し災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めておくものとする。

⑤　市立の幼稚園・保育所等の対策

市立の幼稚園及び保育所等は小学校、中学校の対策に準じる。この場合、教育長をこども未来局長に、学校長を園長に読み替える。

4　避難所の収容、運営体制の整備

⑴　避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設、収容は市長が行い、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

なお、知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事による実施を待つことのできないときは、市長は知事の補助機関として行うものとする。この場合、市長は緊急実施事項（避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等）について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置についての指揮を受けるものとする。

避難所には標識板を設置し、地域住民への周知を図るとともに、災害専用電話を設置するなど連絡体制の整備を行うほか、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、避難所の開設について、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、所有者又は管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した多様な避難所が確保できるよう整備に努める。

⑵　避難所の運営体制の整備

避難所ごとに、避難所の運営に当たる収容班配備要員をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握、避難所の効率的な運営がなされるよう努める。その際に、女性のニーズを反映するための女性の要員の配置にも努めるものとする。

⑶　避難所の生活環境改善システムの整備

県及び市は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの調査、研究、整備に努めるものとする。また、男女別のトイレや更衣場所及び授乳スペース等、男女双方の視点に配慮する。

⑷　避難所巡回パトロール体制の整備

被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策、特に女性に対する暴力の予防のため、避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第６節　救助・救急体制の整備

地震時には建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

１　救助・救急体制の整備

⑴　活動方針

県地震等災害被害予測調査によると、多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救助現場や多数の重軽傷者が予想されるので、消防機関は、斜面崩壊による道路被害等も踏まえた上で、その全機能を挙げて救助、救急活動を行い、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護するとともに、震災による被害の軽減を図る。

⑵　震災時の組織体制

第３章第２９節「消防計画」の地震災害に伴う警備計画による。

２　関係機関との連携

日頃から警察機関、海上保安部及び自衛隊等の防災関係機関と相互情報連絡体制等について十分に検討しておくものとする。

３　住民の救助、救急への協力

住民は、日頃から関係機関が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

なお、消防局は、応急救護処置等の習得について、広く住民への啓発に努めるものとする。

４　救助・救急用装備・資機材の整備

⑴　救助用装備・資機材の整備方針

震災時に同時多発する救助事象に対応するため、各種資機材の整備に努めるものとする。

⑵　救急用装備・資機材の整備方針

救急業務の高度化に伴い、併せて震災時に同時多発する救助事象に対応するため、救急資機材の整備に努めるものとする。

第７節　交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

１　交通規制の実施責任者

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２０節　交通応急対策計画　１」に準じる。

２　交通規制の実施体制の整備方針

区　分	警　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努めるとともに、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等があった場合に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。 ア　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行を確保するため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ　警備業協会との協定 規制要員は制服警察官を中心に編成すべきであるが、発災時において、警察官は、被害者等の救出救助に重点を置いた活動を行う必要性が高いことから、緊急交通路の確保については、警備業協会と「交通誘導業務等に関する業務協定」を締結し、同協会の協力が得られるよう日頃から連携を図っておくものとする。 オ　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

３　緊急通行車両の事前届出・確認

⑴　緊急通行車両の事前届出

①　市長は、市の保有車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

②　市長は県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して事前届出を行うものとする。

③　事前届出の事務手続については、資料「緊急通行車両の手続マニュアル」に基づき行うものとする。

⑵　届出済証の交付と確認

①　県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を交付するものとする。

②　届出済証の交付を受けた車両については、県（危機管理課）、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。この場合において、確認審査を省略して緊急通行車両の標章及び確認証明書を交付する。

第８節　輸送体制の整備

震災時には、被害者の避難及び災害応急対策並びに災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど輸送体制の整備を計画的に推進する。

１　輸送体制の整備方針

⑴　輸送条件の整備方針

震災時には、道路損壊のほか、道路沿いの斜面の崩壊による交通途絶等が予想されることから、被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制の整備を図る。

⑵　関係機関相互の連携の強化

震災時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から関係機関相互の情報連絡体制の整備を図り、連携の強化に努める。

２　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

⑴　輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は以下のとおりである。

①　自動車による輸送

ア　災害応急対策実施機関所有の車両等

イ　公共的団体の車両等

ウ　貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等

エ　その他の民間の車両等

②　鉄道による輸送

③　船舶等による輸送

ア　県有船舶等

イ　船舶局フェリー

ウ　漁船等

エ　民間船舶等

オ　鹿児島海上保安部所属の船舶等

カ　自衛隊所属の船舶等

④　航空機による輸送

⑤　人夫等による輸送

⑵　輸送施設・集積拠点等の指定

①　輸送施設の指定

被災者や救援物資、資機材等の輸送については、県が指定した輸送施設を利用するものとするが、状況に応じ、関係機関と連携を図りながら適宜輸送施設の指定を行うものとする。

ア　緊急輸送道路の指定

イ　港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

②　集積拠点の指定

救援物資や資機材等の集積については、県が指定した集積拠点を利用するものとするが、状況に応じ、関係機関と連携を図りながら適宜集積拠点の指定を行うものとする。

※物資の集積拠点【資料編資料第48・Ⅰ-111】

３　緊急輸送道路啓開体制の整備

⑴　啓開道路の選定基準の設定

震災時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

⑵　啓開道路の作業体制の充実

道路管理者は、平素から震災時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、体制の充実に努める。

⑶　関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、震災時における建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、日頃から協力関係の強化を図る。

第９節　医療体制の整備

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

１　医療体制の整備

⑴　救護班体制の整備

①　救護班の編成計画の作成

②　救護班の相互連携体制の強化

国公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島市医師会、鹿児島市

歯科医師会等、各救護班との相互連携体制を図る。

⑵　救護所の設置、運営計画

医療の万全を期するため、災害の状況に応じて次の機関を適宜救護所にあてるとともに、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

①　市立病院その他公的医療機関

②　鹿児島市医師会病院その他鹿児島市医師会・鹿児島市歯科医師会会員の病院、診療所

⑶　災害拠点病院としての役割

市立病院は、基幹災害拠点病院として、広域災害時に備え、災害時の医療に対処するものとする。

⑷　医療機関の防災体制の確立

入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立を図る。

⑸　情報連絡体制の充実

国公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島市医師会、鹿児島市歯科医師会等との相互の情報連絡体制の充実を図る。

2　後方搬送体制の整備

⑴　後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。

⑵　市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

⑶　トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し習熟に努める。

⑷　透析患者や在宅難病患者等への対応

①　透析患者等への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、県・医師会等関係機関との連携による近県市等への患者搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

②　在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

3　医療用資機材・医薬品等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等は、それぞれの救護班に必要最小限度備蓄する。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第９節　医療、助産、保健計画　９」に準じ

る。

第１０節　ライフライン施設等の機能確保

風水害対策編「第２章　災害予防　第１５節　ライフライン施設等の機能確保」に準じる。

第１１節　孤立集落の体制の整備

風水害対策編「第２章　災害予防　第１６節　孤立集落の体制の整備」に準じる。

第１２節　その他の震災応急対策事前措置体制の整備

１　食糧の供給体制の整備

⑴　食糧備蓄の基本方針

市は、県地震等災害被害予測調査等を踏まえ、発災時の食糧供給体制の整備に努めるとともに、市民に対し、市民のひろばや各種研修会、広報番組等を通じて、震災時の対応についての意識啓発を積極的に行い、発災直後の対応等（日頃から3日分の食糧を確保しておく等）について指導するものとする。

⑵　食糧の調達に関する協定等の締結

①　災害時の食糧調達については、国・県の備蓄食糧を活用するとともに、「災害時における食糧等物資の供給協力協定」を結んでいる業者から必要品を調達する。

（国・県の食糧の備蓄状況及び協定締結流通業者一覧等については、第３部第１０節「食糧供給計画」参照）

②　市は、県と災害時における応急食糧の供給に関する取扱要領等を協議しておくものとする。

２　飲料水の供給体制の整備

⑴　給水施設の応急復旧体制の整備

①　給水能力の把握

あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくものとする。

②　緊急度・優先度を考慮した応急復旧

医療機関や避難所等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討するものとする。

③　広域応援体制の整備

取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

⑵　給水用資機材の整備

必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

⑶　民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3　感染症の予防対策

⑴　保健所及び環境衛生課は、感染症の予防活動に必要な資機材及び薬剤等の整備をする。（消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、そ族、昆虫等の駆除の使用薬剤の基準については、第３部第１４節「感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画」を参照）

⑵　感染症予防の実施体制の整備

感染症予防のための各種作業実施の組織は、以下のとおり編成計画を作成する。

①　疫学調査班の編成

保健所に疫学調査のための疫学調査班を編成する。

1班の編成は、医師1名、保健師又は看護師2名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

②　感染症予防班の編成

災害の規模によっては、感染症予防作業を迅速に行うために、保健所及び環境衛生課職員と臨時に雇い上げた作業員をもって編成し、対応する。

4　食品衛生対策

大地震の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

5　生活衛生関係営業の衛生対策

⑴　生活衛生関係営業施設での衛生対策

被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

⑵　業者団体との連携の強化

大地震の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合鹿児島市支部等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

6　し尿処理対策

⑴　し尿処理対策の基本方針

市民のひろばや各種研修会、広報番組等を通じて、市民に対し震災時の対応についての意識啓発を積極的に行い、断水時においても可能な限り水洗トイレが使用できるよう、風呂の残り湯の利用や雨水貯留施設の設置など、日頃から生活用水確保や、家族人数の3日分以上を目安とした簡易トイレの備蓄について呼びかけを行うものとする。

⑵　仮設トイレの調達

⑴の対策と併せ、仮設トイレ等の調達が速やかに行えるよう、日頃から民間企業等との連携に努めるものとする。担当は清掃総務班とする。

⑶　簡易トイレ

災害により下水道機能を活用したし尿処理が困難となった場合に、仮設トイレ等によるし尿処理体制が確立するまでの期間は、市で備蓄する簡易トイレを使用する。

※簡易トイレの備蓄状況【資料編資料第58・Ⅰ-115】

⑷　マンホールトイレ

仮設トイレよりも迅速に設置でき、衛生面も良好であることなどから、マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）を踏まえ、マンホールトイレの整備に努める。

(5)　広域応援体制の整備

①　市長は、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、日頃から相互応援体制の整備に努めるものとする。

②　下水道管理者は、下水道施設の復旧等について、日頃から相互応援体制の整備に努めるものとする。

7　住宅の確保対策の事前措置

⑴　住宅の供給体制の整備

県地震等災害被害予測調査によると、鹿児島湾直下の約9,400棟を最大に、各ケースで数千棟の建物が全壊する被害が発生し、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

①　県及び市は、国・県で確保している建設型応急住宅用等資材を円滑に調達ができるように入手手続等を整えておくものとする。

（国・県の建設型応急住宅用等資材の状況については、第３部第１３節「住宅の供給及び応急修理計画」を参照）

②　県及び市は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

③　県は、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定に基づき、速やかに組立式住宅等を確保する体制を整えるものとする。

④　市は、建設型応急住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。

⑵　建設型応急住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保ができるように、建設型応急住宅の建設予定候補地の把握、リストの作成に努めるものとする。

⑶　建築物の応急危険度判定体制の整備

県は、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

8　文化財や文教施設に関する事前措置

⑴　文化財に関する事前措置

① 県及び市は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行う。

② 県及び市は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。

③ 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

⑵ 文教施設に関する事前措置

① 県及び市は、博物館、美術館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。

② 博物館、美術館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

９ 総合防災力の強化に関する対策

⑴ 防災拠点の整備の推進

大規模災害における適切な防災対策を実施するため、平常時の防災知識の普及・啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、コミュニティ防災拠点（町内会等の区域が対象）及び地域防災拠点（小学校区又は中学校区が対象）の整備について検討を行う。

⑵ 消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な地震が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、県消防防災ヘリコプターを活用し、災害応急対策活動等の充実・強化に努めるものとする。

消防・防災ヘリコプターの活動内容は次のとおり

① 被害状況の調査及び情報収集活動

② 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送

③ 被災者等の救出

④ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送

⑤ 住民に対する情報伝達活動など

第３章　　市民の防災活動の促進

第１節　防災知識の普及・啓発

風水害対策編「第２章　災害予防　第１１節　防災知識の普及・啓発」、震災対策編「第２部　震災予防　第１章　地震災害に強い施設等の整備　第３節　建築物災害の防止対策の推進（耐震化の推進）　３　市民等への意識啓発」に定めるもののほか次による。

１　市民に対する防災知識の普及・啓発

桜島の大正大噴火に伴う大規模な地震や南海トラフ沿いの巨大地震の発生状況等を示しながらその危険性を周知するとともに、家具転倒防止器具の取付けによる家具類の固定や、寝室における家具類撤去、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時(緊急地震速報を見聞きした場合を含む)にとるべき行動等、地震・津波に関する防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第２節　防災訓練の効果的実施

風水害対策編「第２章　災害予防　第８節　防災訓練の効果的実施」に準じる。なお、地震に関する防災訓練の実施にあたっては、訓練シナリオを行う場合には、緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図れるよう努める。

第３節　自主防災組織の育成・強化

風水害対策編「第２章　災害予防　第９節　自主防災組織の育成」に準じる。

１　事業所の自主防災体制の強化

⑴　事業所等における自衛消防隊の設置

大地震が発生した場合、高層建築物、劇場、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を保有する事業所においては、火災の発生、危険物類の流出等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊の設置を推進する。

⑵　自衛消防隊の活動の推進等

①　規約及び防災計画の作成

事業所の業態や規模、収容人員、従業員数などにより、その実態に応じた組織作りを行うとともに、法令等に基づく事業所においては、それぞれの組織において適切な消防計画及び予防規定等の活動計画を定め、自衛消防隊の活動の推進を図る。

②　活動の推進

事業所の管理者は、従業員等が地震災害時において、適切な活動が行えるように、次に掲げる事項等について、教育訓練を定期的に実施するように努める。

ア　平常時

・防災訓練の実施
・施設及び設備等の点検整備
・従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

・情報の収集伝達
・出火防止及び初期消火
・避難誘導及び救出・救護

第４節　防災ボランティアの育成・強化

風水害対策編「第２章　災害予防　第１０節　防災ボランティアの育成・強化」に準じる。

第５節　要配慮者の安全確保

風水害対策編「第２章　災害予防　第１２節　要配慮者の安全確保」に準じる。

第３部　震災応急対策

第１節　組織、動員計画

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速的確な応急対策を講ずるものである。

１　鹿児島市災害対策本部と防災関係機関との協力系統

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　１」に準じる。

２　初動体制

鹿児島市域に震度４以上の地震が発生したときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理局及び消防局警防課職員による情報収集体制を確立する。

情報収集に当たっては、気象台が発表する地震情報及び津波情報並びに各種災害関連情報等を総合的に把握し、必要な情報は所轄上司及び関係各課に連絡する。

危機管理課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、情報収集及び応急対策などの措置を講ずる必要があるときは、警防課長と協議のうえ、防災情報システムを起動する。

各部局においては、災害発生又はその兆候がある場合は、自主的に防災情報システムの画面を開き、起動の確認を行い、必要事項の入力を行うものとする。

３　災害警戒本部の設置及び廃止

⑴　災害警戒本部の設置

鹿児島市域で、震度５弱の地震が発生したとき、若しくはこれ以下の地震であっても、災害が発生したときは、気象台が発表する各種災害関連情報等を総合的に収集し、応急対策など必要な措置を講ずるため、市長は災害警戒本部を設置する。

なお、設置に当たっては、危機管理局次長が総務部長、福祉部長、建設管理部長、消防局次長と協議のうえ、所轄上司の同意を得て、市長に建議することができる。

⑵　災害警戒本部の組織～⑷　災害警戒本部の廃止

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　４　災害警戒本部の設置及び廃止　⑵～⑷」に準じる。

４　災害対策本部の設置及び廃止

⑴　災害対策本部の設置

鹿児島市域で、震度６弱の地震が発生したとき、若しくはこれ以下の地震であっても、重大な被害が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、市長は直ちに災害対策本部を設置する。

なお、次の場合、危機管理局長は、市長に災害対策本部の設置を建議する。

①　災害警戒本部において災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。

②　災害警戒本部が設置されない段階において、危機管理局次長、総務部長、福祉部

長、建設管理部長及び消防局次長による協議の結果、災害対策本部設置の必要性が確認されたとき。

⑵　災害対策本部の組織～⑷　災害対策本部の廃止

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　５　災害対策本部の設置及び廃止　⑵～⑷」に準じる。

５　緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な地震が発生し、通常の災害対策本部設置の事務手続等を行うことができない場合、連絡担当者（危機管理局長）が設置権者（市長）に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

※　市長等への連絡経路【資料編資料第15・Ⅰ-42】

⑴　市長に対し報告すべき事項

①　地震の規模

②　その時点で把握している被害状況

③　被害予測

④　対応状況

⑤　その他必要な事項

⑵　市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位～⑸　本部員等への連絡

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　６　緊急時の災害対策本部設置の決定等　⑵～⑸」に準じる。

６　災害対策本部（災害警戒本部）の運営～７　災害対策要員の動員

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　７～８」に準じる。

８　非常配備に関する応急対策

地震災害が発生した場合の初動時における職員の配備体制に柔軟性をもたせ、併せて災害対策本部の職員の行動基準を明確化する。

⑴　夜間、休日等における配備の方法

①　職員の自主登庁基準

職員（消防局職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員を除く。）は、鹿児島市域に震度６弱以上の地震が発生したことを知ったとき、又はこれまで経験したことがない強い地震を感じたときは、直ちに自らの判断で登庁するものとする。

この場合において、各対策部長、対策部副部長、本部総括班及び消防総括班の職員は、登庁が困難又は登庁に時間を要することが予想されるときは、可能な限り本部総括班に連絡を試みることとする。

②　登庁場所

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　９　非常配備に関する応急対策　（1）②」に準じる。

③　登庁の方法

交通規制後の連絡手段等としても活用できることを考慮して、極力、二輪車により登庁するものとする。特に発災直後はガソリンスタンドも被災するなどして給油不能も予想されることから、自転車の使用が望ましい。

⑵　夜間、休日等における配備編成の臨時措置～⑶　職員の状況把握及び応援

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１節　組織、動員計画　９　非常配備に関する応急対策　⑵～⑶」に準じる。

９　防災関係機関等の応急活動体制の確立

⑴　防災関係機関等の応急活動体制

①　防災関係機関の組織

防災関係機関は、地震の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

②　市民の役割

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

③　各種団体・組織・個人の役割

大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストアなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティアその他各種団体は、防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。なお、地震直後の人命救出等の活動は、近隣住民自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してきた救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

⑵　防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、地震及び津波災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備するものとする。

第２節　災害救助法の適用及び運用計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２節　災害救助法の適用及び運用計画」に準じる。

第３節　地震情報等収集伝達計画

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。本計画は、地震情報等の収集伝達、通報の系統、要領等を定めて、収集伝達実施の迅速、

確実を図り、災害発生の防止を期するものである。

１　観測体制

県内における気象庁の震度観測点及び津波観測点は以下のとおりである。

⑴ 震度観測点

伊佐市大口山野、阿久根市赤瀬川、さつま町宮之城屋地、薩摩川内市中郷、鹿児島空港、霧島市隼人町内山田、薩摩川内市下甑町青瀬、鹿児島市東郡元、鹿児島市下福元、志布志市志布志町志布志、鹿屋市新栄町、枕崎市高見町、指宿市山川新生町、錦江町田代麓、西之表市西之表、西之表市住吉、南種子町中之下、屋久島町口永良部島池田、屋久島町小瀬田、屋久島町平内、鹿児島十島村中之島徳之尾、龍郷町屋入、奄美市名瀬港町、喜界町滝川、瀬戸内町西古見、天城町当部、和泊町国頭、知名町瀬利覚、与論町麦屋

⑵ 津波観測点

鹿児島、枕崎、種子島熊野、奄美市小湊

２　地震に関する情報の発表

⑴　緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これからの強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

⑵　地震に関する情報

気象庁が発表する地震情報は次の表のとおり

※地震情報の種類、発表基準、内容【資料編資料第95・Ⅲ-18】
※気象庁震度階級関連解説表【資料編資料第96・Ⅲ-19】
※ライフライン・インフラ等への影響【資料編資料第97・Ⅲ-20】
※長周期地震動階級関連解説表及び大規模構造物への影響【資料編資料第98・Ⅲ-21】

３　地震情報等の伝達系統

県の地震に関する情報の伝達系統

地震・津波に関する情報の伝達系統は、大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統のほか、県内139箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統がある。

４　地震情報等の受領責任及び伝達方法

⑴　関係機関から通報される地震・津波情報等は、危機管理課及び情報管理課において受領する。

情報管理課は、鹿児島地方気象台との間に防災関係機関に対する地震・津波情報等の防災情報受信装置を常設し、地震情報等の迅速・確実な収集を行うものとする。

⑵　関係機関から勤務時間外において地震情報等を受領した情報管理課長は、直ちにその旨、企画財政局管財課庁舎管理係長（庁舎管理係長が不在の場合は当直の上席の庁舎管理係員等（以下同じ））へ伝達するものとする。

⑶　⑵により情報管理課長から地震情報等を受けた庁舎管理係長は、直ちに危機管理課長に通知するものとする。

⑷　⑵⑶により通知を受けた危機管理課は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨報告するものとする。

第４節　災害情報等収集報告計画

災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県及び防災関係機関等に報告する必要がある。

本計画は、災害情報及び被害情報等を迅速、確実に収集し、及び通報・報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

１　災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

⑴　収集すべき災害情報等の内容

①　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

②　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

③　津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

④　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

⑤　出火件数、又は出火状況

⑥　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

⑦　輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）

⑧　ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上水道、下水道施設被害）

⑨　避難状況、救護所開設状況

⑩　災害対策本部設置等の状況

⑪　災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

⑵　災害情報等の収集

①　市職員による情報収集

市職員は、人命危険情報等の被害情報、地震の規模・範囲・震度等の情報、通信網の確保状況等に関する情報、道路交通情報、対策状況及びその他の情報等について、それぞれの情報の性格、種類に応じ適切な情報源からの情報収集を図る。

ア　各対策部等は、その業務に関する情報を職員及びその他の方法を用い、可能な限り迅速かつ積極的に情報収集するものとする。

イ　市の職員が登庁の途上で得た被害情報等は、速やかに関係対策部へ報告するものとする。

ウ　情報を収集するために、必要に応じて情報収集のための職員を選任し、被害状況、被災状況等の収集に当たるものとする。

②　市民からの通報

市民からの情報は、被害情報を主として収集するものとする。

③　町内会長及び自主防災組織会長等からの通報

ア　地域における被害状況の把握は、その地域に所在する町内会長等及び自主防災組織会長等の協力を得て状況把握に努めるものとする。

イ　町内会長及び自主防災組織会長等は、地震発生後その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長に通報するものとする。

ウ　町内会長及び自主防災組織会長等から情報の通報を受けた避難所班長は、避難所用電話等により健康福祉対策部救助班へ連絡するものとする。

なお、電気通信手段の使用が困難な場合等においては、必要に応じて情報連絡員を選任し、連絡を行うものとする。

④　他の機関からの情報の入手

ア　気象台、警察及び自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を取り、地震の規模・範囲・震度等の情報、被害情報、通信網の確保状況等に関する情報及び道路交通情報を主として収集するものとする。

イ　九州電力、ＮＴＴ等ライフライン関係機関から、被害状況及び対応状況を積極的に入手するものとする。

⑤　その他の情報収集活動

ア　テレビ・ラジオ等報道機関の有する情報については、被災地の現状等を知る上で重要であるため、各対策部等で情報を得るほか、本部総括班は直接報道機関に対し情報の提供を依頼するものとする。

イ　協定事業者等に対し、被害状況、道路交通情報の重要な情報源として、積極的に情報の提供を依頼するものとする。

ウ　各対策部においては、必要に応じて「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を運用することにより、災害情報及び被害状況の調査収集を行うものとする。

⑶　災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

①　報告情報の集約

災害対策本部は、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、

自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

② 情報の共有化

ア 集約された情報は、災害対策本部及び各対策部が共有できるように、防災情報システムに入力する。

イ 各課においては、災害発生時には、防災情報システムを常に起動し、情報の収集、対策状況等の入力を迅速に行う。

ウ 入力した情報のなかで、公開可能なものについては、市民への提供情報として、インターネット上で公開する。

エ 集約された情報のうち、本部会議等で必要なものは、災害対策本部室に掲示し、「本部災害情報連絡員」及び「各部災害連絡員」により防災関係機関及び各対策部へ伝達し、その共有化を図る。

2 災害情報等の報告

⑴ 市長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

⑵ 災害情報等収集報告系統（災害対策本部設置の場合）については、風水害対策編「第３章災害応急対策 第４節災害情報等収集報告計画」に示すとおりである。

⑶ 通信途絶等により県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。なお、報告に係る総務省消防庁への連絡先は次のとおりである。

回線	区分	平日9:30~18:15応急対策室	左記以外※宿直室
ＮＴＴ回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	ＦＡＸ	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電 話	ＴＮ－048-500-7527	ＴＮ－048-500-7782
	ＦＡＸ	ＴＮ－048-500-7537	ＴＮ－048-500-7789

⑷ 防災関係機関は、所管事項に関し収集・把握した災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況のうち、市の災害対策と密接な関係にあると思われるものについては、市災害対策本部に通報するものとする。

3 報告すべき災害情報等の種類・内容

⑴ 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

① 災害の起こるおそれのある異常な現象（堤防漏水、津波の現象等）

② 災害発生前における河川の増水、高潮その他の災害が発生しそうな状況

③ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況

④ 住民の避難に関する状況

⑤　災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できないときの状況

⑵　被害報告の種類・内容

被害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告する次のものをいう。

①　被害即報

災害発生の直後、被害状況が判明次第逐次報告するもの、及びさらに災害が続けて発生し、又は被害調査の結果により、新しい状況が判明した都度報告するもの

②　被害確定報告

災害状況が確定したとき、文書により報告するもの

4　災害情報の収集通報要領

⑴　災害発生のおそれのある異常現象の通報については、風水害対策編「第３章災害応急対策　第４節災害情報等収集報告計画」に示すとおりである。

①　市長の気象台に対する通報要領

市長が異常現象を了知した場合の気象台に対する通報要領は、次のとおりとする。

ア　通報すべき事項

○　頻度地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

○　津波に伴う異常潮位、異常波浪等

イ　通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。ただし、地震に関するものは、文書によることができる。

ウ　費用負担

通報に要する電話電報の費用は、原則として発信側の負担とする。

5　県への報告

県への報告は、風水害対策編「第３章災害応急対策　第４節災害情報等収集報告計画」に示すとおりである。

⑴　各対策部長から、災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む）実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

⑵　県への報告の時期については、地震後できるだけ早期に被害概況に関する報告を行うものとする。なお、報告に当たっては、以下を目標に実施するものとする。

①　第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア　勤務時間外……　本部連絡員の登庁直後

イ　勤務時間内……　地震発生直後

②　人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後1時間以内に行うよう努める。なお、この段階で災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）がなされていれば、これについても県等へ報告する。

③　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後2時間以内に行うよう努める。

④　災害情報、被害状況及び応急対策状況の報告

1時間ごとに行うものとし、その後、特に重要な災害情報を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告するものとする。

ただし、市長が報告の時期について特に指示したときは、この限りでない。

⑶　同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

６　災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、「災害報告の判定基準」のとおりとする。

７　災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況速報」によるものとする。

８　災害報告の判定基準

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第４節　災害情報等収集報告計画」に示すとおりである。

第５節　災害通信計画

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

本計画は、災害に関する予・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものとする。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第５節　災害通信計画」に準じる。

第６節　災害広報計画

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

本計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものである。

１　実施責任者～２　実施要領

風水害対策編「第２章　災害応急対策　第６節災害広報計画　１～２」に準じる。

３　住民に対する広報

⑴　広報内容

市長は、災害対策本部の設置又は廃止、災害応急対策状況、被害状況等の情報のほか、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

①　津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

津波警戒等の情報が発表されたとき、又は強い地震（震度４以上）を覚知したとき等、津波が来襲するおそれがある場合、消防対策部は津波危険地域の住民等に対し避難を指示するとともに、広報班は津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報にあたっては、時間を浪費しないよう特に留意するものとする。

②　地震発生直後の広報

市及び県は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア　出火防止、初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ　転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

③　地震発生後、事態が落ちついた段階での広報

市及び県は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど

エ　安否情報

安否情報については、「ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル171」及び家族の安否情報がインターネット上で確認できる「災害用伝言板（WEB171）」を活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

⑵　広報手段～⑶　広報車両体制

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　⑶～⑷」に準じる。

４　報道機関に対する広報の要請

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　５」に準じる。

５　報道機関に対する情報発表

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　６」に準じる。

６　報道機関による広報

風水害対策編「第２章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　７」に準じる。

７　その他の防災関係機関による広報

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第６節　災害広報計画　８」に準じる。

第７節　避難計画

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、市民及び滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

本計画は、地震による災害時について、災害から住民等を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民等を安全地帯へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

〔市長による避難措置〕

１　実施責任者

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　１」に準じる。

２　避難指示等の基本方針

地震の発生に際して市長が実施する避難指示等は、原則として次の2段階に分けて実施するものとする。

⑴　事前避難の場合

地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

⑵　緊急避難の場合

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生したりするなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

⑶　警戒区域の設定

災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、市長と速やかに連絡がとれない場合の権限の委任については、設置権者代理順位に準じる。

３　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等にあらかじめ必要な事項を通報するよう努めるものとする。

⑵　避難指示等は、迅速に行うこととし、かつ関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。なお、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するよう努めるものとする。

①　避難すべき理由（危険の状況）

② 避難の経路及び避難先
③ 避難先の給食及び救助措置
④ 避難後における財産保護の措置
⑤ その他

⑶ 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（危機管理課長、鹿児島地域振興局総務企画部長）及び防災関係機関等へ通報するとともに、報道機関に情報提供するものとする。

⑷ 市長の避難指示等実施要領

市長が避難指示等を行う場合は、⑴～⑶に掲げるもののほか、次により行うものとする。

① 市長の行う避難指示等の市における実施担当者は、消防局長とする。
② 消防局長は、災害時、災害地域の住民を避難させる必要があると認めるときは、2(1)に基づき避難指示等を行うものとする。
③ 消防局長は、避難指示等を行ったとき、及び避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに本部総括部長及び健康福祉対策部長へ報告、通知するものとする。
④ ③により消防局長から通知を受けた本部総括部長は、災害情報等収集報告系統に基づき、直ちに関係機関へ報告、通知するものとする。

同じく③により消防局長から通知を受けた健康福祉対策部長は、避難所の開設その他救助対策につき、直ちに必要な措置をとるものとする。

⑸ 避難の必要がなくなったときは、市長は、その旨を速やかに防災関係機関等に通報するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　４」に準じる。

5 避難の方法

⑴ 避難の誘導

① 地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防署、分遣隊及び消防分団が行い、誘導責任者は当該分遣隊の隊長及び、消防分団の分団長とする。
② 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導し、住民等が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。
③ 避難経路は災害時の状況に応じ適宜定めるものとするが、できるだけ広い道路を選び、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地すべり等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

⑵ 避難手段

避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害の状況等から、市長が必要と認める場合は、移送手段を確保して行うものとする。

⑶　避難の順位

①　災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行うものとする。なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。

②　土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮して客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努める。

⑷　携帯品の制限

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　８　避難の方法　⑸」に準じる。

⑸　危険防止措置

①　避難所の開設に当たっては、避難所の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

②　避難経路の危険箇所には、標識、なわ張りをしたり、誘導員を配置するなどして、危険防止に努める。

③　避難者は携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、誘導責任者等の指示に従うものとする。

⑹　その他避難誘導に当たっての留意事項

①　要配慮者に対する避難指示等の伝達や避難誘導については、自主防災組織や町内会等地域住民の協力を得るなどして、特に配慮して行うものとする。

②　避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図るものとする。

６　避難所等の設置

⑴　第一次避難場所（地震時の退避場所）

地震災害時に住民等が、差し迫った危険から一時的に避難し安全を確保するための集合場所で、特に 1,000㎡以上の空地のある公共の敷地を「地震時の退避場所」として指定する。

※地震時の退避場所【資料編資料第99・Ⅲ-22】

①　市立学校（小学校、中学校、高等学校）

②　市立公園等

⑵　第二次避難場所

第一次避難場所が使用不能の場合又は一旦収容した被災者をさらに避難収容する必要が生じた場合の避難場所で、周辺市町村の被災状況を調査し、安全な方向を確認して、その親戚、友人先等への避難を呼びかける。

なお、被災者が第二次避難場所となるべき場所を有しないときは、指定避難所を開設して当該被災者を収容するものとする。

開設については、災害の種類及び被害の状況等により、適宜開設するものとする。

※鹿児島市指定避難所一覧【資料編資料第36・Ⅰ-82】

⑶　福祉避難所の開設

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　９　避難所の設置等⑵」に準じる。

７　避難所の開設及び管理

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　９　避難所の設置等　⑴」に準じる。

８　避難所の運営管理

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　１０」に準じる。

９　避難所班長の業務

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　９　避難所の設置等　⑶」に準じる。

〔市長以外の避難指示権者による避難措置〕

１　警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

⑴　警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長（消防局長）に、指示した日時、居住者、立退き先等を通知しなければならない。

⑵　警察官による避難の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記⑴の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

⑶　警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第6条第2項）

警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長（消防局長）に通知しなければならない。

⑷　自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長（消防局長）に通知しなければばらない。

2　県の実施する避難措置

⑴　知事による避難指示等の代行

知事は、地震災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施するものとする。

⑵　重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等

市域内で震度５弱以上の地震が発生した場合、県土木対策部は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣して危険箇所のパトロールを行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

〔各種施設等の避難措置〕

1　病院・社会福祉施設等の避難措置

⑴　避難誘導

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、地震災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき迅速かつ適切に避難措置を行うものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

なお、入院患者を他の医療機関に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員又は地域住民等の協力を得て行う。

⑵　避難指示の伝達

病院・社会福祉施設等の施設管理者が避難措置を行うときは、施設のサイレン、マイク放送等により入所者等に周知するものとする。

2　駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

⑴　避難誘導

管理者は、災害時において施設内にいる者をあらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとし、これに基づき、誘導責任者が迅速かつ適切に施設内又は施設外の安全な場所に避難誘導を行う。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を行うものとする。

また、他の類似施設や地域住民と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりにも努めるものとする。

⑵　避難指示の伝達

管理者が避難措置を行うときは、施設のサイレン、マイク放送等により出入者及び勤務者に周知するものとする。

３　車両等の乗客の避難措置

⑴　地震時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

⑵　天災その他の理由により輸送の安全を確保できず、市域において当該車両等を停車させた場合は、当該車両の乗務員は、速やかに市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

４　市立学校の児童生徒の集団避難

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第７節　避難計画　１４」に準じる。

〔広域的一時滞在・移送〕

１　市の対応

⑴　災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

⑵　広域一時滞在を要請したときは、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め移送先に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

⑶　移送された被災者の避難所の運営は鹿児島市が行うものとする。

⑷　避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

２　県の対応

⑴　市から広域避難に関する協議要求があった場合、県（危機管理防災局災害対策課）は、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。

⑵　市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行う。

⑶　県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

⑷　被災者の移送方法については、県が市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。

第８節　救助、救急計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第８節　救助、救急計画」に準じる。

第９節　医療、助産、保健計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第９節　医療、助産、保健計画」に準じる。

第１０節　食糧供給計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１０節　食糧供給計画」に準じる。

第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

本計画は、被災者に対する被服、生活必需品等の物資を供給するための物資の調達及び配給に関するためのものである。

なお、被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は、市長が行うものとし（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む）、物資の調達は契約班が、また給与及び貸与は避難所班が担当するものとする。

１　物資調達の基本方針

⑴　災害救助法が適用された場合等は県知事が、その他の場合は、原則として市長が備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

⑵　物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、緊急の際の調達可能数量を把握しておくものとする。

２　被服、生活必需品等物資の備蓄状況

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画　５」に準じる。

３　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市及び県は、災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定等を活用し、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達するものとする。

主な調達品目は次のとおりである。

大品目	小　　品　　目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等
その他	生理用品、紙おむつ等

4　被服、生活必需品その他物資の給与又は貸与

⑴　給与又は貸与の対象者

物資の給与又は貸与は、住家の全半壊（焼）、流失及び埋没等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

⑵　物資の購入及び配分計画

救助班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、契約班及び避難所班に通知するものとする。

⑶　物資の給与又は貸与の実施要領

①　物資の給与又は貸与は、各避難所にあっては避難所班が、その他にあっては救助班が、配分計画により災害対策要員及び地域の町内会長等の協力を得て、迅速かつ的確に実施するものとする。

②　自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図るものとする。

③　激甚災害等のため市だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請するものとする。

⑷　給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度、定めるものとする。

5　災害救助法の基準

災害救助法による基準は、風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２節　災害救助法の適用及び運用計画」を参照

6　法外援護

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画　９」に準じる。

7　関係帳簿の整備

関係各班は、次の帳簿等を整備、保管するものとする。

⑴　救助班

①　物資購入（配分）計画表

② 物資受払簿

③ その他必要書類

⑵ 契約班

① 必要な書類

⑶ 避難所班

① 物資供給及び受領簿

② その他必要な書類

８ 被服、生活必需品その他物資の輸送

⑴ 市による輸送

市が調達した被服、生活必需品その他物資の市集積地までの輸送及び市内間の移動は、市長が行う。（輸送方法は、第３部第１９節「輸送計画」を参照）

⑵ 自衛隊への輸送要請

交通途絶等のため、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、第３部第２５節「自衛隊派遣要請計画」により、輸送を要請する。

⑶ 集積地の指定及び管理

① 物資の集積拠点

調達した物資又は救援物資等の集積拠点は、【資料編資料第48】のとおりとする。災害の程度により必要な場合は別に適宜確保するものとし、調達した生活必需品の集配拠点とする。

※物資の集積拠点【資料編資料第48・Ⅰ-111】

② 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第１２節 給水計画

風水害対策編「第３章 災害応急対策 第１２節 給水計画」に準じる。

１ 医療機関等への対応

医療機関、避難所等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

２ 応援要請

激甚災害等のための当該市町村だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請するものとする。

第１３節　住宅の供給及び応急修理計画

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な供給が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保も急務となる。

本計画は、自力で住宅を確保することができない被災者に、公共住宅の供与、応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理を実施するものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１３節　住宅の供給及び応急修理計画」に準じる。

被災建築物の応急危険度判定の実施

大規模な地震により、被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から住民の安全を確保するため、県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。

この場合、国、県との協議・連携を図り、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会等関係団体の協力・支援により行うものとする。

第１４節　感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画

震災時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

本計画は、震災時における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるとともに、食品衛生及び生活衛生関係営業の衛生に関し、適切な対策を行うものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１４節　感染症予防、食品衛生、生活衛生関係営業の衛生対策計画」に準じる。

第１５節　動物保護対策計画

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１５節　動物保護対策計画」に準じる。

第１６節　環境事業計画

本計画は、災害により発生する廃棄物及び避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の収集・処分、死亡獣畜の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

なお、災害廃棄物の処理等については、本計画に記載するもののほか、別途鹿児島市災害廃棄物処理計画において定めるものとする。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１６節　環境事業計画」に準じる。

１　ごみ処理対策

⑴　収集・運搬体制

市長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。なお、災害廃棄物は種類や大きさ等によっては直営の収集車による収集・運搬が効果的でない場合もある。このようなときは、ダンプトラックとショベル等積込重機との組み合わせが最も効果的であるため、車両等の借上げ又は委託等の方法による収集・運搬を行うこととし、市直営車で補完する。

２　し尿処理対策

⑴　し尿の処理方法

地震によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

①　水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

②　①の対策と併せ、仮設トイレ等も使用する。仮設トイレの調達については、清掃総務班が担当する。

③　貯留したし尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

④　市が備蓄する簡易トイレの配布等

⑵　避難所等のし尿処理

①　避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、本庁や各支所等で配布する簡易トイレを使用する。

②　地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して、下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保や、家族人数の3日分以上を目安とした簡易トイレの備蓄に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。また、本庁や各支所等で配布する簡易トイレを使用する。

⑶　収集・運搬体制

鹿児島市環境サービス財団及び許可業者による収集・運搬を原則とし、不足する場合には、車両等の借上げ又は委託等の方法により補完体制を組むものとする。

仮設トイレについては、被害状況、設置場所等の情報を基にして、収集・運搬を行う。

第１７節　行方不明者の捜索、遺体の収容、処理、埋葬計画

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

本計画は、震災により行方不明になっている者の捜索を計画的に行い、遺体の処理等を適切に実施するためのものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１７節　行方不明者の捜索、遺体の収容、処理、埋葬計画」に準じる。

１　行方不明者発見後の収容・処理

区　　分	負　傷　者　等	遺　　体
市長	医療機関に収容する。	県警察署長若しくは海上保安部署長に通報し、警察官若しくは海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。
県警察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市長に引き渡す。
第十管区海上保安本部	市長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市長に引き渡す。

２　遺体の収容、処理、埋葬

⑴　死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

①　警察官若しくは海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

②　警察官若しくは海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、ＤＮＡ鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

③　市捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官若しくは海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所へ収容する。

④　検視等に立ち会う医師については、警察本部若しくは海上保安本部において、あ

らかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医学会等と協議し協力を得る。

⑵　遺体の収容

①　市長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所を災害発生場所に応じて選定する。

②　検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

ア　遺体を公衆の面前にさらさない場所である。

イ　遺体の洗浄、処置等の処理作業に便利である。

ウ　遺体の検視、身元確認が容易に行える場所である。

エ　遺体の数に相応する施設である。

オ　駐車場があり、長時間使用できる。

③　警察官又は海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市長に引渡す。

市長は、警察官又は海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元が特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

⑶　遺体の処理

①　小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

②　遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

③　警察官又は海上保安官による死体調査及び検視に立会い検案を行う医師は、原則として救護班により行うものとする。ただし、遺体が多数のとき又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県・市医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

④　遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体収容所に一時保存するものとする。

⑤　市長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、ＤＮＡ等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

⑷　遺体の埋葬等

①　埋葬の担当者

遺体の埋葬については、環境衛生班が担当する。

②　遺体の埋葬

ア　身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので、各種事情により埋葬できないものに対して埋葬を行う。

イ　埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うものとする。

③　身元不明者の措置

身元不明の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元調査の措置を講ずるものとする。また、その遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所等に保管する。

④　必要帳票等の整備

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を整備、保存しておくものとする。

ア　救助実施記録日計票

イ　埋葬台帳

ウ　埋葬費支出関係証拠書類

第１８節　障害物の除去計画

震災時には、斜面崩壊や津波水害等による障害物が住家及びその周辺に流入することが予想される。

本計画は、被災地において住家及びその周辺、その他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活上及び公益上著しい支障を及ぼしているときこれを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に行うものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１８節　障害物の除去計画」に準じる。

第１９節　輸送計画

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

本計画は、災害における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

１　実施責任者～６　市有車両現況

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１９節　輸送計画　１～６」に準じる。

７　輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。鹿児島県地域防災計画（震災対策編）及び資料編に示されている市内の輸送施設等は次のとおり

⑴　緊急輸送道路（緊急輸送道路ネットワーク計画）

①　第一次緊急輸送道路の指定状況

地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、市役所、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の役場、空港、港湾と接続するもの

※第一次緊急輸送道路の指定状況【資料編資料第100・Ⅲ-31】

※緊急輸送道路ネットワーク計画図（県防災計画）【資料編資料第101・Ⅲ-32】

② 第二次緊急輸送道路の指定状況

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線で、国等の出先機関、漁港、ヘリポート適地、警察署、総合病院等と接続するもの

※第二次緊急輸送道路の指定状況【資料編資料第102・Ⅲ-33】

８ 集積拠点の確保

※集積拠点の確保【資料編資料第103・Ⅲ-35】

９ 関係機関及び住民等への周知

輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知するものとする。

10 緊急輸送道路啓開等

⑴ 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

① 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、緊急輸送道路において情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

② 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

⑵ 道路啓開作業の実施

道路啓開作業に当たっては、関係機関（国、県、警察）及び関係業界と有機的かつ迅速な協力体制をもって道路上の障害物の除去を実施する。

第２０節 交通応急対策計画

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

本計画は、交通規制の実施により、災害時における交通施設の被害等に伴う交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するためのものである。

1　交通規制の実施方法

実　施　者	実　　施　　の　　方　　法
道路管理者	⑴　交通安全のための交通規制 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 ⑵　緊急通行車両の通行確保のための車両の移動等 道路管理者は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める時は、区間を指定して、次の処置を行う。 ①　道路管理者は、指定した区間において、車両その他の物件が緊急交通車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 ②　①の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、道路管理者は自ら当該措置をとることができる。
警察機関	⑴　交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	⑵　交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは情報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	⑶　緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ①　交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 ②　被災地への流入車両等を抑制する場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	⑷　警察官の措置命令等 ①　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急交通車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 ②　①の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記⑷の①②の措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、市の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、各工事事務所は道路管理課、道路維持課へ連絡するものとする。

３　迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

４　規制の標識等

道路管理者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより、規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、人員を配置するなどの方法により対応するものとする。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。

５　規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。また、本部総括班長は、交通規制等の情報の収集に努め、これらの情報を広報班長へ通報するものとする。

６　規制の解除

交通規制の解除は、実施者において規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに市の管理する道路内においては、道路管理課又は道路建設課（管轄する建設事務所）、谷山建設課に連絡する。

７　発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

８　大地震発生時における運転者のとるべき措置

⑴　大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

①　走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア　できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ　停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

②　やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

③　やむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

⑵　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

①　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

②　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

③　警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動、又は駐車しなければならない。

第２１節　文教対策計画

震災時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

本計画は、学校施設の被害及び児童生徒の被災に対処して応急教育の確保を図るためのものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２１節　文教対策計画」に準じる。

第２２節　労務供給計画

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

本計画は、災害対策に必要な労務者及び技術者等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期するものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２２節　労務供給計画」に準じる。

第２３節　民間団体等協力要請計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

本計画は、災害の規模が大きく対策要員に不足を生ずるとき、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体へ協力を要請するとともに、ボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行うものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２３節　民間団体等協力要請計画」に準じる。

第２４節　相互応援協力計画

大地震が発生した場合、被害が拡大し、市単独では対処することが困難な事態が予想される。

本計画は､各関係機関とあらかじめ十分に協議のうえ､相互応援の体制を整えるとともに、災害時には、相互に協力して円滑な応急対策活動を実施するものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２４節　相互応援協力計画」に準じる。

第２５節　自衛隊派遣要請計画

風水害対策編「第３章災害応急対策　第２５節　自衛隊派遣要請計画」に準じる。

第２６節　要配慮者への緊急支援計画

震災時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

本計画は、要配慮者に対する避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行い、もって震災時の要配慮者対策の充実を図るものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２６節　要配慮者への緊急支援計画」に準じる。

第２７節 物価安定等の確保計画

震災時は、被害の甚大さから人心が不安定であり、また道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により、流通ルート等が正常に機能するまで時間がかかることが予想される。

本計画は、物価の安定等に努め、もって住民の生活を安定させるものである。

１　生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

２　生活関連物資等苦情相談所の開設

生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

３　大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

４　物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、市民に提供するよう努める。

第２８節　義援金・義援物資等の取扱計画

震災時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

本計画は、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分し、もって被災者の生活の支援を図るものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２８節　義援金・義援物資等の取扱計画」に準じる。

第２９節　消防活動計画

震災時は、都市地域を中心に火災が予想されるため、消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

本計画は、消防局が現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進するためのものである。

１　消防局・住民による消防活動

⑴　消防局の消火活動

第３章第２９節「消防計画」の地震災害に伴う警備計画による。

⑵　住民の対策

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

２　消防応援協定に基づく消防活動

⑴　鹿児島市と他の市町等の消防相互応援協定及び鹿児島県内消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し、鹿児島市の消防力で災害の防ぎょが困難な場合は、「鹿児島市と他の市町等の消防相互応援協定」や「鹿児島県内消防相互応援協定」に基づく応援要請により、隣接市町村及び県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。

⑵　緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な地震火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第３０節　危険物等の保安及び防災対策計画

震災時は、都市地域を中心に石油コンビナート施設などの危険物等の災害が予想されることから市関係部局及び消防局を中心に各事業所の自衛消防組織等との連携を図り、また住民、自主防災組織等の協力も得ながら、危険物の保安及び防災対策を行う必要がある。

本計画は、危険物等災害の拡大性や特殊性にかんがみ、被害を最小限に食い止めるため市関係部局及び消防局の現有消防力の総力を挙げて、被害の状況によっては、他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物等の保安及び防災対策を推進するためのものである。

１　消防局・事業所等による対策

⑴　消防局の対策

消防局は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに第３章第２９節「消防活動計画」に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・救急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等に係る関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

消防局は、危険物・高圧ガス等の災害に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、付近住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

⑵　事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに県及び市消防局に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、付近住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

２　広域応援や関係機関への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、本市の消防力では災害の防ぎょや被害の拡大防止が困難な場合は、他の消防本部や関係機関等に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防ぎょを必要とする場合は、県に対して、関係機関等の専門技術者の派遣を要請する。

３　石油コンビナート等の保安及び防災対策

本市に存する「鹿児島地区」及び「喜入地区」石油コンビナート等の災害の未然防止及び災害発生においては、前項の定めるところによるほか、鹿児島県石油コンビナート等防災本部の定める鹿児島県石油コンビナート等防災計画及び第３章第２９節「消防計画」に定めるところにより保安及び防災対策を講じるものとする。

上記石油コンビナート等の特別防災区域にかかる災害が発生し、本市が災害対策本部を設置する場合にあっては、鹿児島県石油コンビナート等防災計画に定める現地防災本部として災害対策を講じるものとし、災害対策本部の組織、動員計画については、本編の「第３部震災応急対策　第１節　組織、動員計画」に準じるものとする。

【参照】　鹿児島県石油コンビナート等に基づく本市の特別防災区域の概況

(1)　鹿児島地区（平成4年政令第288号指定）

所　　在　　鹿児島市谷山港一丁目5番1ほか並びに谷山港三丁目2番7ほか

特定事業所　　出光興産・ＥＮＥＯＳ株式会社鹿児島油槽所

東西オイルターミナル株式会社鹿児島油槽所

南国殖産株式会社鹿児島油槽所

(2)　喜入地区（昭和51年政令指定　第192号及び平成元年政令指定　第181号）

所　　在　　鹿児島市喜入中名町2856番5ほか

特定事業所　　ＥＮＥＯＳ喜入基地株式会社喜入基地

第３１節　災害警備計画

鹿児島県地域防災計画（震災対策編）第３部第１章第８節「災害警備体制」の定めるところによる。

第３２節　水防・土砂災害等の防止対策計画

震災時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

本計画は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て、警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施するものである。

なお、災害情報及び被害状況の調査収集、障害物の除去並びに応急の復旧については、必要に応じて「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を運用し、対応するものとする。

１　地震時の河川災害の防止対策

⑴　地震時の水防体制の確立

各河川管理者は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「鹿児島市水防計画」に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

⑵　地震による河川施設の被害状況等の把握

河川管理者は、「鹿児島市水防計画」に定めた方法に準じて、所管する河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

⑶　地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

①　地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

②　溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

③　河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなどし、早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

２　地震時の土砂災害の防止対策

⑴　地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管対策班は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

⑵　危険箇所周辺の警戒監視・通報

①　市の対策

市は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

②　県の対策

県は、所管施設の被害の把握に努める。

③　関係機関等の対策

九州地方整備局、鹿児島森林管理署は、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

⑶　地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

①　土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、国、県及び各々の施設所管各課において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等において、緊急に急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行う。

② 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

③ 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

④ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第３３節　水道及び公共下水道施設の応急対策計画

地震の発生時には、地震動や液状化等により水道施設及び下水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等及びし尿処理に多大な支障が生じる。

本計画は、水道対策部が迅速かつ的確に水道施設及び下水道施設の機能の維持及び復旧を行なうことにより、給水及び汚水の排除処理の早期再開を期するためのものである。

１　水道施設の応急対策

⑴ 水道施設等の応急復旧

水道施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に医療機関や避難所等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行うものとする。

なお、水道対策部の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市水道局指定給水装置工事事業者及び他都市等の応援を求めるものとする。

⑵ 被災者への飲料水供給の費用及び期間等

被災者への飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮して、その都度定めるものとする。

⑶ 関係帳簿等の整備

給水を行うときは、健康福祉対策部救助班は、次の帳簿等を整備保管するものとする。

①　飲料水供給記録簿
②　その他必要な書類

２　下水道施設の応急対策

⑴　応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について、あらかじめ人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、下水道工事事業者及び他都市等に応援を求めるものとする。

⑵　応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を備蓄する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、資材取扱商社及び下水道工事事業者等から緊急に調達する。

⑶　緊急措置

①　ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

②　各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、施設の重要度、被害の程度に応じて緊急措置を実施する。

③　工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう対策を求めるとともに、必要に応じて協力を求める。

⑷　応急復旧

①　処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、汚水の貯留に関する臨機の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

②　管渠施設

管渠施設は、マンホール部や管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなどにより、管渠の流下能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

③　下水道施設の復旧順位

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設及びマンホール浮上が生じた緊急輸送路の下水道施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第３４節　地域下水道施設の応急対策計画

牟礼岡団地地域下水道及び松陽台地域下水道の応急対策については、第３３節　水道及び公共下水道施設の応急対策計画の「２　下水道施設の応急対策」に準じる。

第３５節　電力施設災害応急対策計画

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

本計画は、震災が発生し又は発生するおそれがある場合、鹿児島市災害対策本部と九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所と九州電力株式会社鹿児島営業所の対策部※が情報連絡を密にして、電力施設の防護、復旧を図り、電力供給の確保を期するためのものである。

※桜島地区は、鹿屋配電事業所と営業所の対策部

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第３８節　電力施設災害応急対策計画」に準じる。

１　災害対策に対する基本体制

災害時は、災害対策組織を設置する。

第３６節　ガス施設災害応急対策計画

震災時には、都市ガスでは、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

本計画は、ガス災害に対する一般市民の保護を主眼とし、震災が発生し又は発生するおそれのある場合、鹿児島市災害対策本部その他関係機関と日本ガス株式会社が綿密な連絡を取り、ガスによる爆発、火災等二次災害の防止及び拡大防止を図るために応急対策を実施するものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第３９節　ガス施設災害応急対策計画」に準じる。

第３７節　電気通信施設災害応急対策計画

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

本計画は、震災が発生し又は発生するおそれがある場合、ＮＴＴ西日本鹿児島支店が迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して、電気通信施設の防護、復旧を図り、通信の確保を図るためのものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第４０節　電気通信施設災害応急対策計画」に準じる。

第３８節　道路・河川等公共施設の応急対策計画

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

本計画は、速やかに被災状況の情報収集を行い、もって迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努めるものである。

なお、災害情報及び被害状況の調査収集、障害物の除去並びに応急の復旧については、必要に応じて「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」を運用し、対応するものとする。

１　道路・橋梁等の応急対策

⑴　災害時の応急措置

実施機関	応　　急　　措　　置
県 市	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者からの道路情報の収集に努めるとともに、各地域振興局及び市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、国道事務所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回路の選定、その指導等の応急措置を行い、交通路の確保に努める。
西日本高速道路㈱	大地震が発生した場合には、速やかに同社鹿児島高速道路事務所の防災業務要領の定めるところにより、防災体制を構築し、社員の非常出勤体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに概ね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報版、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める 警戒体制・・・計測震度４以上の地震が発生した場合 → 最高50km／h規制 緊急体制・・・計測震度５以上の地震が発生した場合 → 地震通行止め

⑵　応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

⑴　海岸保全施設

海岸保全施設が、地震・津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑵　河川管理施設

地震・津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑶　港湾・漁港施設

地震・津波等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

⑷　砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第３９節　農作物対策計画

震災時には、地震に伴う津波などにより、水稲などの農作物の浸水被害が予想される。本計画は、農作物の災害時における応急措置に関する対策を定めるものである。

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２７節　農作物対策計画」に準じる。

第４部　震災復旧・復興

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠である。また、被災した市民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、生活相談をはじめ、災害弔慰金等の支給や税の減免、各種融資措置を行う必要がある。

被災者が未来を展望できるような精神的・経済的・環境的配慮を行うことは、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）対策としても大きな効果があるとされていることから、震災の復旧・復興及び市民の生活支援のために、ハード・ソフトの両面にわたって必要な対策を推進していくものとする。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

風水害対策編「第４章　災害復旧　第１節　施設の災害復旧事業等の推進」に準じる。

第２節　激甚災害の指定

風水害対策編「第４章　災害復旧　第２節　激甚災害の指定」に準じる。

第３節　被災者の生活確保

風水害対策編「第４章　災害復旧　第３節　被災者の生活確保」に準じる。

第４節　被災者への融資措置

風水害対策編「第４章　災害復旧　第４節　被災者への融資措置」に準じる。

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　　総則

第１節　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

風水害対策編「第１章　総則　第２節　防災関係機関の業務の大綱」に準じる。

第２章　　関係者との連携協力の確保

第１節　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第１０節　食糧供給計画」、震災対策編「第３部　震災応急対策　第１１節　被服、生活必需品その他物資供給計画」に準じる。

２　人員の配置

震災対策編「第３部　震災応急対策　第１節　組織、動員計画」に準じる。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

⑴　防災関係機関は、地震が発生した場合において、鹿児島市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

⑵　具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第２節　他機関に対する応援要請

震災対策編「第３部　震災応急対策　第２４節　相互応援協力計画」に準じる。

第３節　帰宅困難者への対応

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２６節　要配慮者への緊急支援計画　５　帰宅困難者に係る対策」に準じる。

第３章　　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護

風水害対策編「第２章　災害予防　第２節　河川災害、高潮等の防止対策の推進」、津波災害対策編「第２章　津波災害予防　第１１節　海岸保全施設等の予防計画」に準じる。

第２節　津波に関する情報の伝達等

津波災害対策編「第３章　津波災害応急対策　第３節　大津波警報・津波警報・注意報等収集伝達計画」に準じる。

第３節　避難指示等の発令基準

津波災害対策編「第３章　津波災害応急対策　第４節　避難計画」に準じる。

第４節　避難対策等

津波災害対策編「第２章　津波災害予防　第４節　避難体制の整備及び第１０節　市民の防災活動の促進」に準じる。

第５節　消防機関等の活動

風水害対策編「第３章　災害応急対策　第２９節　消防計画」に準じる。

第６節　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損による道路通行制限等の二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

２　電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

３　ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

４　通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

５　放送

⑴　テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

⑵　放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

⑶　放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第７節　交通

１　道路

鹿児島県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

２　海上

⑴　鹿児島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

⑵　鹿児島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

３　鉄道

鉄道・軌道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が襲来する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

４　乗客等の避難誘導

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄道・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

第８節　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

⑴　各施設に共通する事項

①　津波警報等の入場者等への伝達

②　入場者等の安全確保のための退避等の措置

③　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④　出火防止措置

⑤　水、食料等の備蓄

⑥　消防用設備の点検、整備

⑦　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑵　個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

⑴　災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は、1の⑴に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

①　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

②　無線通信機器等通信手段の確保

③　災害対策本部開設に必要な資機材及び車両等の確保

⑵　この推進計画に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の⑴又は1の⑵の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第９節　迅速な救助

震災対策編「第２部　震災予防　第２章　迅速かつ円滑な震災応急対策への備え　第６節　救助・救急体制の整備」に準じる。

第４章　　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、危機管理局及び消防局警防課職員による情報収集体制を確立することとする。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、震災対策編「第３部　震災応急対策　第３節　地震情報等収集伝達計画　第４節　災害情報等収集報告計画」に準じる。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置することとする。

本部設置後、災害対策本部会議を開催し、関係部局による今後の取組を確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。関係部局においては、災害対策本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

⑴　災害対策本部の設置・運営

震災対策編「第３部　震災応急対策　第１節　組織、動員計画」に準じる。

⑵　情報の収集・伝達

震災対策編「第３部　震災応急対策　第３節　地震情報等収集伝達計画　第４節　災害情報等収集報告計画」に準じる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、震災対策編「第３部　震災応急対策　第６節　災害広報計画」に準じる。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制に

ついて整備するものとし、その収集体制等は、震災対策編「第３部　震災応急対策　第３節　地震情報等収集伝達計画　第４節　災害情報等収集報告計画」に準じる。

４　災害応急対策をとるべき期間等

⑴　巨大地震警戒対応の期間

市の巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

⑵　巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

⑴の巨大地震警戒対応の期間経過後、市は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとする。

５　地域住民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

６　消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

７　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

⑴　正確な情報の収集及び伝達

⑵　不法事案等の予防及び取締り

⑶　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

８　水道、電気、ガス、通信、放送、銀行関係

水道、電気、ガス、通信、放送、銀行等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者のとる応急対策については、風水害対策編「第２章　災害予防　第１５節　ライフライン施設等の機能確保」による。

９　交通

⑴　道路

①　県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

②　市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発

表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

⑵　海上

①　第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難対策等について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

②　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

⑶　鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

10　市が自ら管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策

⑴　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

①　各施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡回

②　個別事項

ア　橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ　河川、海岸について、水門及び陸閘の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ　病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

オ　社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

⑵　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

①　災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は、⑴の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ　無線通信機器等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び車両等の確保

11　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害警戒本部を設置することとする。

災害警戒本部設置後、災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

⑴　災害警戒本部の設置・運営

震災対策編「第３部　震災応急対策　第１節　組織、動員計画」に準じる。

⑵　情報の収集・伝達

震災対策編「第３部　震災応急対策　第３節　地震情報等収集伝達計画　第４節　災害情報等収集報告計画」に準じる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、震災対策編「第３部　震災応急対策　第６節　災害広報計画」に準じる。

３　災害応急対策をとるべき期間等

⑴　地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

⑵　ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過す

るまでの期間とする。

４　地域住民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

第５章　　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

震災対策編「第２部　震災予防　第１章　地震災害に強い施設等の整備　第６節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進」に準じる。

第６章　　防災訓練計画

震災対策編「第２部　震災予防　第３章　市民の防災活動の促進　第２節　防災訓練の効果的実施」に準じる。

第７章　　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

震災対策編「第２部　震災予防　第３章　市民の防災活動の促進　第１節　防災知識の普及・啓発」に準じる。